

2009年1月26日

厚生労働大臣 舛添要一殿

日本共産党被爆者問題委員会
(責任者 参議院議員・小池晃)

政府は鹿児島地裁判決について控訴を断念し、
原爆症認定問題のすみやかな全面解決をはかることを要求する

1月23日の原爆症認定集団訴訟・鹿児島地裁判決で、国・厚生労働省は「13連敗」となった。昨年4月から「新しい審査の方針」による審査が実施されて以降の2高裁（大阪、仙台）、4地裁（長崎、大阪、札幌、千葉）の判決につき、今回の判決も「新しい審査の方針」がなお被爆の実態に見合っていないことを断罪した。

すでに多くの原告が亡くなられ、疾病や障害に苦しむ多くの被爆者が原爆症認定を求めている。国・厚生労働省がこれまでの行政の対応を深く反省し、すみやかに問題を解決するよう重ねて強く要求する。

- (1) 鹿児島地裁判決について控訴をおこなわず、集団訴訟の早期一括解決をはかること。本判決における原告はすでに全員が認定されており2名の未認定疾病は、甲状腺腫瘍（ガン）及び前立腺腫瘍（ガン）であり、「新しい審査の方針」によれば当然認定されてしかるべき疾病であるにもかかわらず、認定されなかったものである。しかしながら、本判決は明確に放射線起因性を認め、要医療性を認めた。極めて当然の判決というべきものであり、人道的見地からも控訴は断じて許されない。
- (2) 肝機能障害や甲状腺機能障害をただちに「積極的認定」の対象にすること。司法の判断と被爆の実態をふまえて、「新しい審査の方針」を再決定すること。
- (3) 膨大な審査の滞留について、特別の体制をとり、認定作業を進めること。

以上